

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(下越森林計画区)

計 画 期 間 自 平成27年 4 月 1 日
 至 平成32年 3 月31日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

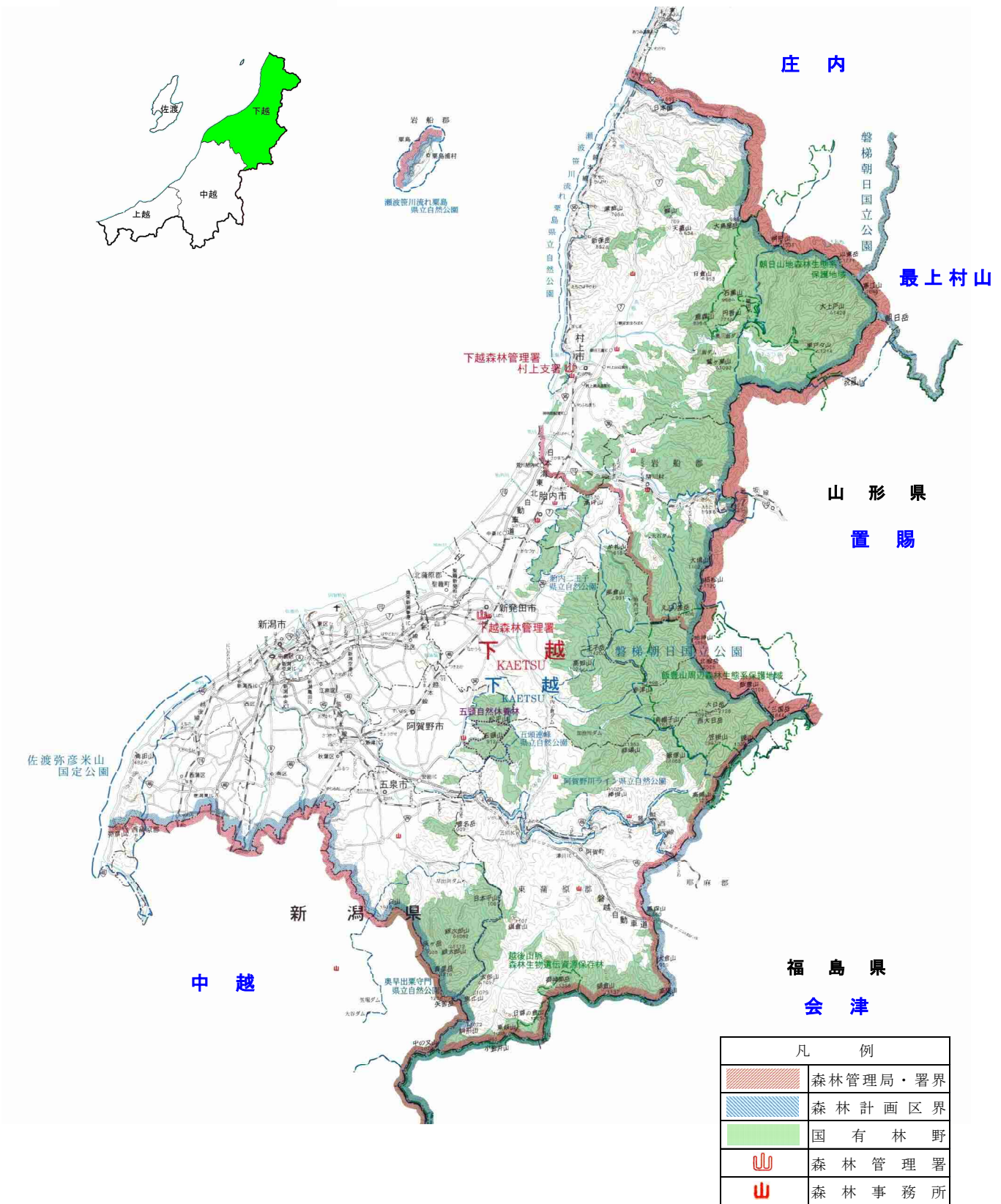
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の下越森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

下越森林計画区の国有林野位置図



目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）森林計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	5
④ 緑の回廊	5
⑤ レクリエーションの森	6
（3）持続可能な森林経営の実施方向	7
ア 生物多様性の保全	7
イ 森林生態系の生産力の維持	8
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	8
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	8
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	9
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	9
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	9
（4）政策課題への対応	10
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
（1）機能類型毎の管理経営の方向	11
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害 防止タイプに関する事項	14
① 土砂流出・崩壊防備エリア	14
② 気象害防備エリア	14
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	14
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利 用タイプに関する事項	15
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形 成タイプに関する事項	15
オ 水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養 ^{かん} タイプ に関する事項	16
（2）地域ごとの機能類型の方向	17
ア 三面川・荒川地域	17
イ 胎内川・加治川地域	19
ウ 阿賀野川地域	20
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に 必要な事項	21
（1）低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	21

(2) 林業事業体の育成	21
(3) 民有林と連携した施業の推進	21
(4) 森林・林業技術者等の育成等	22
(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発	22
(6) その他	22
4 主要事業の実施に関する事項	23
(1) 伐採総量	23
(2) 更新総量	23
(3) 保育総量	23
(4) 林道等の開設及び改良の総量	23
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	24
1 巡視に関する事項	24
(1) 山火事防止等の森林保全管理	24
(2) 境界の保全管理	24
(3) 入林マナーの普及・啓発	24
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	24
3 特に保護を図るべき森林に関する事項	25
(1) 保護林	25
ア 森林生態系保護地域	25
イ 森林生物遺伝資源保存林	28
ウ 林木遺伝資源保存林	28
エ 植物群落保護林	28
オ 郷土の森	28
(2) 緑の回廊	29
4 その他必要な事項	33
(1) 野生動物による被害に関する事項	33
(2) 希少猛禽類の生息に関する事項	33
(3) 溪畔周辺の取扱いに関する事項	33
(4) その他	33
III 林産物の供給に関する事項	34
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	34
2 その他必要な事項	34
IV 国有林野の活用に関する事項	35
1 国有林野の活用の推進方針	35
(1) レクリエーションの森	35
2 国有林野の活用の具体的手法	36
3 その他必要な事項	36
V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	37

1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	37
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	38
1	国民参加の森林に関する事項	38
(1)	ふれあいの森	38
(2)	社会貢献の森	38
2	分収林に関する事項	39
3	その他必要な事項	39
(1)	森林環境教育の推進	39
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	39
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	40
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	40
(1)	林業技術の開発	40
(2)	林業技術の指導・普及	40
2	地域の振興に関する事項	40
3	その他必要な事項	40
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、新潟県の北部に位置し、阿賀野川広域流域に含まれる下越森林計画区^{*}内の国有林野 146 千haであり、当森林計画区の森林面積の 48 %を占めている。

林況^{*}は、ブナやミズナラなどを中心とした天然林が林地面積の 88 %を占め、12 %がスギを主とする人工林である。また、山形県境の朝日山地や飯豊山地では、急峻な地形と多雪の影響を受けなだれの発生地が多く、高木性の樹木が生育できないことからミヤマナラ等の低木林や草地となっており、43 千haの岩石地に区分されている。

当計画区内は、海岸から中山間地、奥地山岳地帯と変化に富んだ森林形態が見られ、豊かな森林景観等を背景に、国有林野の 49 %が自然公園に指定されており、磐梯朝日国立公園や「瀨波笹川流れ栗島」、「胎内二王子」、「五頭連峰」、「阿賀野川ライン」、「奥早出栗守門」の各県立自然公園がある。

また、当計画区の国有林野面積の 84 %が水源かん養保安林^{*}に指定されており、下越地方の生活用水や農業用水などの水源地として重要な役割を果たしているとともに、奥地山岳地帯は、本格的な登山の場所として利用されているほか、都市近郊部は、スキー場等のウィンタースポーツ施設も設置されており、森林レクリエーション利用や保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

一方、日本海沿岸のアカマツ、クロマツの海岸林は、防風保安林、飛砂防備保安林及び保健保安林等に指定されており、地域住民の生活環境の保全を果たす重要な役割を担っているとともに、憩いの場として保健休養の場にも利用されている。

この下越森林計画区を含む新潟県では、県が定めた品質・性能基準を満たす、県産スギ材製品である「越後杉ブランド認証材」の利用促進に取り組んでいるほか、関川村において木質バイオマス発電施設が計画され、未利用資源などの新たな木材需要創出の動きがある。

^{*}【下越森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、新潟県では、上越、中越、下越、佐渡の 4 森林計画区に区画されています。

^{*}【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

^{*}【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 26 年 3 月 31 日時点）は、育成林が 15 %（16 千ha（育成単層林^{*} 12 千 ha 、育成複層林^{*} 4 千 ha）、天然生林^{*}が 85 %（86 千ha）となっている。（図-1-1、図-1-2 参照）

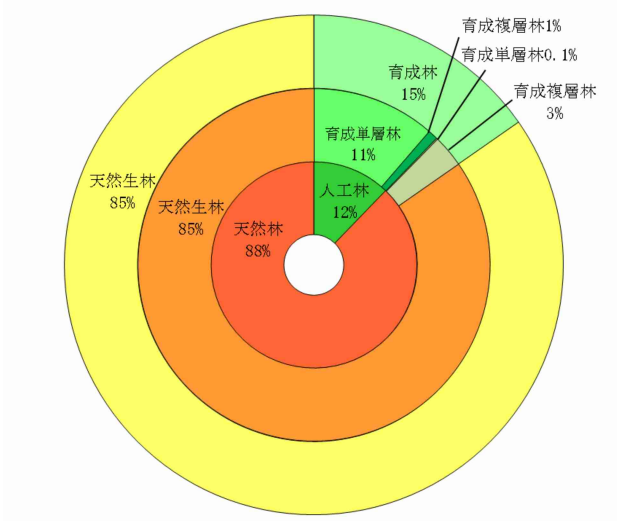


図-1-1 人工林、天然林及び林種^{*}の区分（面積比）

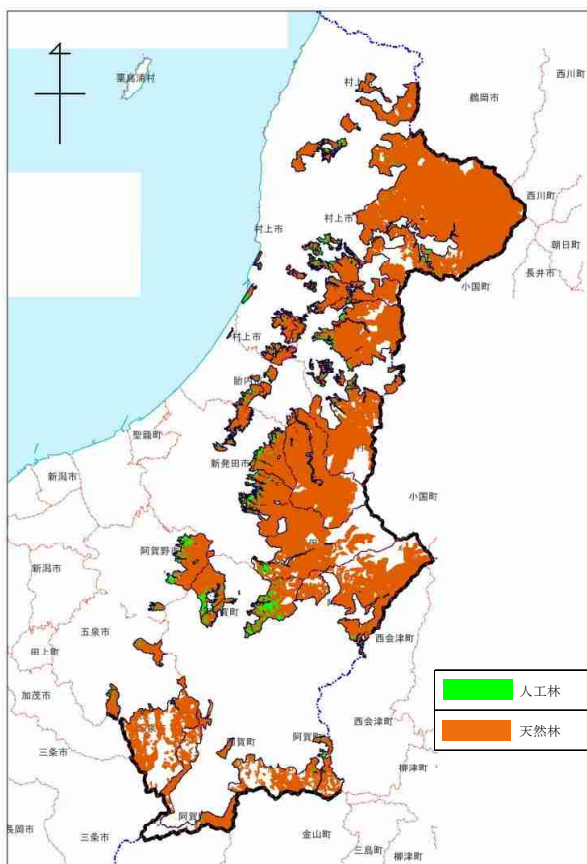


図-1-2 人工林、天然林の分布状況

* 【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が行われている森林。

* 【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業が行われている森林。

* 【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業が行われている森林。

* 【林種】

森林の成立状態及び施業の方法により区分したもの（育成単層林、育成複層林、天然生林）。

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹では、スギ2,427千m³、アカマツ558千m³、ヒメコマツ125千m³、その他針葉樹27千m³、広葉樹ではブナ3,381千m³、ナラ類751千m³、その他広葉樹4,722千m³となっている。(図-2参照)

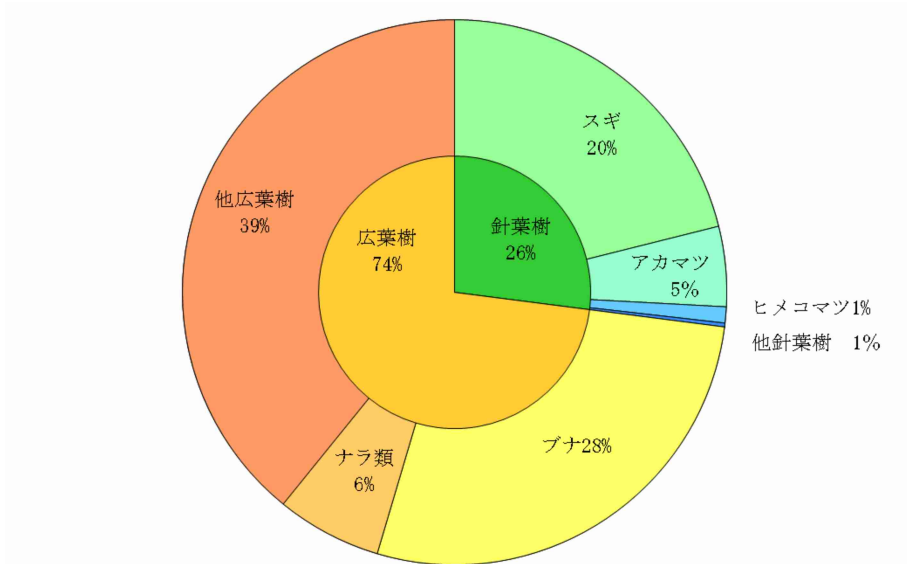


図-2 主な樹種構成 (材積比)

人工林について見ると、齢級*構成 (面積別) は、1 齢級から4 齢級の若齢林分が4%、間伐適期である5 齢級から9 齢級が50%、10 齢級以上の林分が46%となっている。(図-3参照)

*【齢級】
林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。
1 齢級は1～5年生、
2 齢級は6～10年生、
10 齢級は46～50年生の森林などとなります。

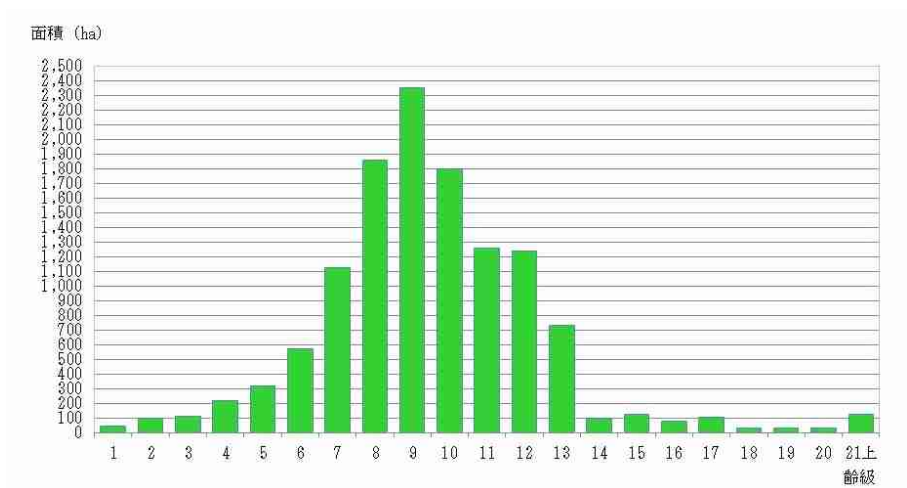


図-3 人工林の齢級構成 (面積別)

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 22 年度～平成 26 年度における当計画区での
主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成 26 年度
は実行予定を計上した）。

① 伐採量

主伐^{*}は、分収林^{*}の契約期間が満了となる箇所を中心に
計画したが、契約延長（伐期の延期）等により、実行の一
部を見合わせたことから、計画量に対して 57 %であった。

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に寄与すべく実施したが、
生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、
計画量に対して 59 %（材積）であった。

（単位：材積 m^3 ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	33,888	312,650 (4,410ha)	19,296	183,997 (2,223ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量^{*}は、主伐に含めた。

② 更新^{*}量

人工造林は、主伐箇所の確実な更新を図るため、順次造
林を実行したが、主伐の実行を一部見合わせたことにより、
計画に対して 52 %であった。

天然更新は、更新完了基準^{*}を満たした林分は計画に対し
24 %であり、これら以外の林分は、今期計画期間であらた
めて更新状況調査を実施する予定である。

（単位：面積 ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	56	58	29	14

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林
木を一度に全部伐採する
皆伐、天然更新に必要な
種子を供給する親木を残
し、50 %以内の伐採率
で伐採する漸伐、30 %
以内（人工林は 40 %以
内）で繰り返し抜き伐り
する択伐、複層林造成の
ために行う複層伐などが
あります。

※【分収林】

P39 参照。

※【間伐】

森林の育成過程で密度
が高い林の木を間引き、
残した木の成長や形質の
向上、森林の機能の維持
増進を図る伐採のこと
です。

※【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画
において箇所ごとに伐採
指定を行い、指定された
箇所での伐採を原則とす
るものの、これのみによ
れば、非常災害や緊急の
需要、円滑な事業実行に
支障が生じるおそれがあ
ることから、例外的に伐
採指定箇所以外でも伐採
できる数量で見込み数量
を計上しています。

※【更新】

主伐に伴って生じるも
のであり、植栽による人
工造林、天然力を活用し
種や根株からの芽生えに
より森林を育成する天然
更新があります。

※【更新完了基準】

搬出完了後 5 年目に
樹高 30cm 以上の高木性
の天然木が 5,000 本/ha
以上林地に均等に成立し
たときを目安とします。

③ 保護林*

当計画区に設定している保護林について、現状を把握するため、平成 25 年度に森林や動植物等の状況に関するモニタリング*を実施した。

その結果、全域にわたりカシノナガキクイムシ*によるナラ枯れ被害は終息に向かっているものの、胎内山ミズナラ林木遺伝資源保存林においては、ミズナラの枯損被害が顕著に見受けられ、壊滅的状況であった。また、乙アカマツ林木遺伝資源保存林においては、松くい虫被害防止のため伐倒駆除や薬剤散布を実施してきたところであるが、被害は終息に至っておらず、保存林内の生立木は減少している状況であるため、林木遺伝資源保存林 2 箇所を解除することとした。その他の保護林については、概ね健全な状態を維持していることが確認された。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生態系保護地域	2	37,006	2	37,006
森林生物遺伝資源保存林	1	2,009	1	2,009
林木遺伝資源保存林	6	36	4	25
植物群落保護林	3	223	3	223
郷土の森	2	414	2	414
計	14	39,687	12	39,677

注) 四捨五入の関係で、計は合わない。

④ 緑の回廊*

当計画区の緑の回廊は、野生動植物の生育・生息地の保護林間を結ぶことにより移動経路を確保し、種の保存や遺伝の多様性を確保する目的で設定し、目的に沿った管理経営を行ってきたところである。

(単位：延長km、面積ha)

緑の回廊の名称	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊越後線	21	3,476	21	3,476
鳥海朝日・飯豊吾妻 緑の回廊	46	6,698	46	6,698
計	67	10,174	67	10,174

*【保護林】
P25 参照。

*【モニタリング】
あるものの実態、状態を継続的に観測・観察することです。

*【カシノナガキクイムシ】
体長 5 mm 程度の甲虫。カシ類、シイ類、ナラ類等の樹幹に芽入し、虫体に付着したナラ菌により樹木を枯死させます。

1980 年以降日本海側の地域においてナラ類の枯死が発生し、激しい被害が続いています。

*【緑の回廊】
P29 参照。

⑤ レクリエーションの森*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然休養林、②自然観察教育林、③風景林、④森林スポーツ林、⑤野外スポーツ地域、⑥風致探勝林、⑦その他（レクリエーションの森施設敷）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区では優れた自然環境を活用した自然観察教育林や風景林とともに、自然条件を活かしたスキー場やキャンプ場のエリアとして貢献している野外スポーツ地域、やすらぎの場としての自然休養林など、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されている。

なお、計画区全体で前計画では 46 箇所、3,122 haを設定していたが、本計画では、41 箇所、3,118 haを設定した。これは、利用者等の減少等により実施主体が野営場等をそれぞれ廃止したことに伴うものである。

(単位：面積 ha)

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然休養林	1	1,850	1	1,850
自然観察教育林	6	418	6	418
風景林	3	44	3	44
森林スポーツ林	2	122	2	122
野外スポーツ地域	4	554	4	554
風致探勝林	2	104	2	104
その他レクの森施設敷	28	30	23	27
計	46	3,122	41	3,118

注) 四捨五入の関係で、計は合わない。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス^{*}に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54 指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性^{*}の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系^{*}を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息・生育地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・皆伐箇所分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林及び緑の回廊の適切な維持・管理
- ・希少猛禽類^{*}生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施及び松くい虫防除対策に係る薬剤散布の実施上の配慮

^{*}【機能類型区分】

P11 参照。

^{*}【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

イ 森林生態系の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 利用期に達した人工林の間伐及び主伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な再生林又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網^{*}の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ ツキノワグマによる剥皮被害防止対策
- ・ お幕場、乙地区など地域に密着した親しみのあるマツ林の保全のため、松くい虫防除対策の継続実施
- ・ 瀬波地区の松くい虫被害により激減したマツ林の復活を推進
- ・ ナラ枯れ等森林病虫害の早期発見のための巡視
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

^{*}【路網】

P23の「林道」及び「林業専用道」を参照。

^{*}【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再生林による森林資源の若返りを推進
- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあい活動の場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応じていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工 60 箇所、山腹工 7 箇所、保安林整備 535ha の治山事業を計画。 <p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「朝日山地森林生態系保護地域」などの保護林については、適切な保護を図り、モニタリングを実施。また、「緑の回廊越後線」等の緑の回廊については、針広混交林及び広葉樹林に誘導するための抜き伐りやモニタリング調査を必要に応じて実施。 <p>【地球温暖化防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林吸収源対策として、間伐等の適正な森林の整備や木材利用等を推進。 ・将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を確保する観点から、主伐及び確実な再生林による齢級構成の平準化を推進。
地域の森林 ・林業再生 への貢献	<p>【木材の安定供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進。 ・再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じた原木等の安定供給を推進。 <p>【民国連携した森林整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の設定や、公益的機能維持増進協定を活用し、民・国連携した森林施業を推進。
国民の森林 ^{もり} としての管 理経営	<p>【国民参加の森林づくり^{もり}※】</p> <p>「ふれあいの森」として設定された「椽平桜の里」等において、引き続き必要な助言や技術指導等の支援を実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を推進。</p> <p>【森林とのふれあい】</p> <p>「レクリエーションの森」として設定された「瀬波いこいの森自然観察教育林」等については、広報活動等を通し周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を促進。</p>

※【国民参加の森林づくり^{もり}】
P38 参照。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害^{*}の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」、防音や大気浄化による生活環境保全を重視する「快適環境形成タイプ」及び水源の涵養^{かん}を重視する「水源涵養タイプ」の5つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で年齢構成の平準化を図る主伐と再生林を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生動植物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

^{*}【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

表－１ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	19,144
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。） 	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	86,534
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	3,587
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。） 	94
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う） 	36,688
機能類型区分設定外			—
合 計			146,047

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源 ^{かん} 涵養機能維持増進森林	水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアにおいては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアにおいては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区には該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	19,144	19,144	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプにおいては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	86,534	39,677

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプにおいては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については「レクリエーションの森」として選定することとする。

なお、本計画区における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	3,587	3,118

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプにおいては、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

なお、本計画区における快適環境形成タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	94

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプにおいては、流域の特性や当該森林の状況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠^{かん}*層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画区における水源涵養^{かん}タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養^{かん}タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水 源 涵 養 タ イ プ
面 積	36,688

注) 分収林については、契約に基づき伐採する(ただし、保安林等の法令制限がある場合はその制限に従う)。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、三面川・荒川地域、胎内川・加治川地域、阿賀野川地域の3地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図-4参照)

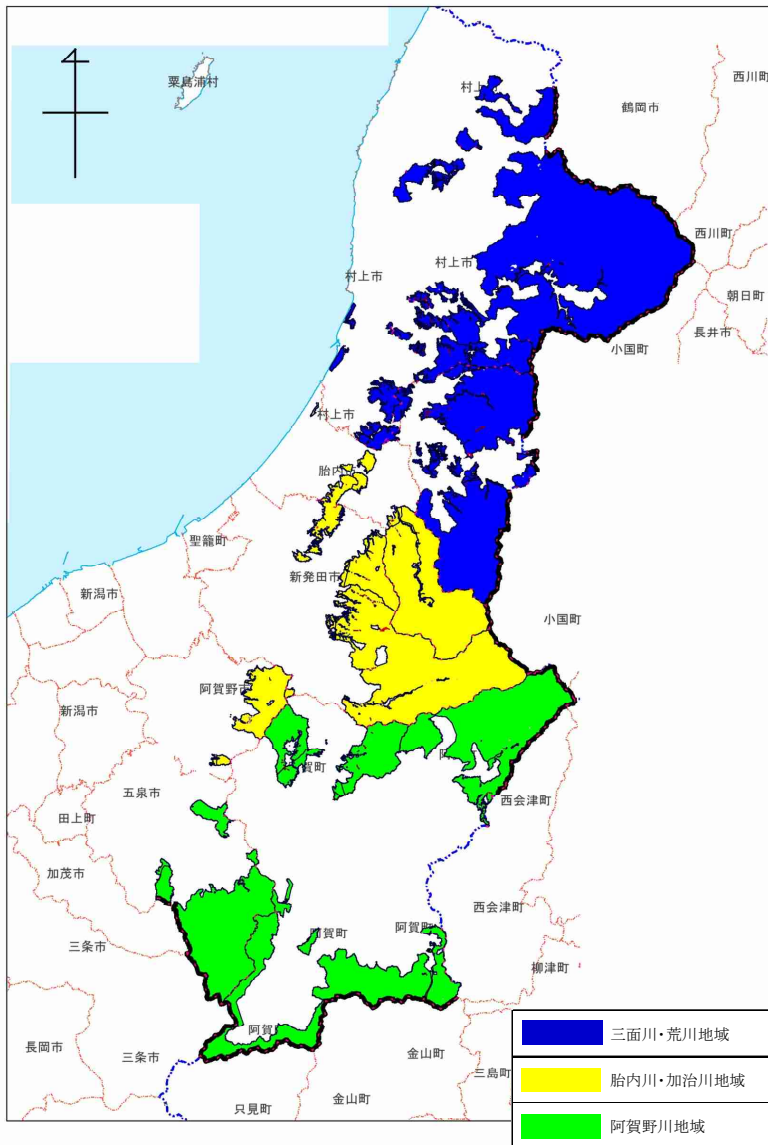


図-4

ア ^{みおもて}三面川・^{あら}荒川地域 (村上支署：1001林班～1425林班)

本地域は、北部及び東部は山形県境に、西部は日本海にそれぞれ接する地域であり、朝日山地の源流域から発する荒川、三面川をはじめ大小の河川が西流し日本海に注いでいる。

- ① 東部の朝日山地一帯は、標高約 200 m～1,800 mと標高差が大きく、植生は低標高域のコナラを主体とした森林から標高が高くなるに従いブナ、ミズナラ等の天然生林を呈しており、なだれ発生の区域では高木性の樹種が生育できずミヤマナラ等の低

木類の植物群落が形成され、森林生態系としてきわめて貴重な森林として、「朝日山地森林生態系保護地域」に設定しているほか、三面川支流の猿田川流域に位置するブナ林を「村上市朝日地区郷土の森」に設定し、森林環境教育の場や市民の森林として親しまれている。

さらに、急峻な山岳地帯としての V 字谷の地形や起伏の緩い主稜線等の独特な景観が広がっており、磐梯朝日国立公園、県自然環境保全地域や県立自然公園等に指定されていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 北部の村上市の旧山北町を中心とする岩船地区は、古くから林業が盛んで、生育が良好なスギを主体とした人工林が多く、下流域においては稲作が盛んに行われており、重要な水源となっていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③ 荒川中流部の地区では、昭和 42 年 8 月の羽越災害で大きな被害が発生した地域でもあり、土砂流出防備保安林に指定し、森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

④ 村上市の市街地から近い山屋・坪根地区では、地域住民の生活圏も近く、養鶏場や工場が立地することから、快適環境形成タイプに区分し、生活環境の保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

⑤ 西部の海岸林^{*}は、アカマツ、クロマツの天然生林とそれらを補完する人工林で、保健保安林及び防風保安林に指定されているほか、「瀬波いこいの森」、「お幕場いこいの森」として、自然観察教育林に設定し、地域の憩いの場として利用されていることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、松くい虫による被害は、関係機関と連携した対応や地域の協力による薬剤散布等の効果により、小康状態の地区があるものの、全体としては、近年、増加を続けており、アカマツ林の存在の危機に直面している地区もあることから、被害拡大未然防止のため、今後も薬剤散布等の松くい虫被害対策を継続して進めることとする。

^{*}【海岸林】

日本の海岸林は、白砂青松という言葉に表されるようにマツ林、特にクロマツ林に代表されるものが多くあります。

イ 胎内川・加治川地域（下越森林管理署：1林班～121林班）

本地域は、当計画区の中央部に位置し、山形県及び福島県の県境に接し、飯豊連峰の源流域から発する胎内川、加治川等が西流し日本海に注いでいる。

① 飯豊連峰周辺の地区は、急峻な山岳と緩やかな稜線で形成され、山地帯はブナを主体とする天然生林を呈しており、稜線部には高山植物が広がっていることから、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定している。また、俎倉山の「赤谷天スギ」や加治川流域の「加治川ブナ・ユキツバキ」を植物群落保護林として、「赤谷山天然スギ」を林木遺伝資源保存林として設定しているほか、山岳景観が美しく、「磐梯朝日国立公園」に指定されていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 胎内川中流部の地区は、昭和42年8月の羽越災害で大きな被害が発生した地域でもあり、土砂流出防備保安林に指定し、森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③ 楡形山脈の地区は、スギを主体とした人工林が多く、下流域においては水田が発達し、重要な水源となっていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、白山桜等が自生し、春には美しい景観を呈し、自然探勝等に親しまれている地域は、「椽平桜の森風致探勝林」に設定していることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

一方、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び土砂流出の危険性が高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

④ 五頭山周辺の地区は、コナラ、アカマツ等を主体とした天然生林を呈しており、周辺一帯は「五頭連峰県立自然公園」に指定されているとともに、山麓には、キャンプ、登山等の野外スポーツの場として森林レクリエーション利用や保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されており、「五頭自然休養林」に設定していることから、森林空間利用タイプに区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ ^{あがの}阿賀野川地域（下越森林管理署：201～315林班、320～325林班）

本地域は、北部は飯豊山から大日岳、五頭山に至る稜線を通り、南部は中越森林計画区に接する中の又山から白山に至る稜線、東部は会津森林計画区の福島県境に接するとともに、中央部には福島県会津地方の源流域から発する阿賀野川が西流し、実川、早出川、中の沢川、新谷川等の支流と合流し日本海に注いでいる。

- ① 実川流域の地区は、深く刻まれたV字谷や起伏の緩やかな草原状の稜線など魅力的な地形が顕著に見られ、「磐梯朝日国立公園」に指定されているほか、胎内川・加治川地域から連続するブナ林を主体とする天然生林を呈しており、「飯豊山周辺森林生態系保護地域」に設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持・保全の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 越後山脈の地区は、御神楽岳、本名御神楽岳、笠倉山及び日尊の倉山などの名山が連なり、その周辺は、ブナ、トチノキ、天然スギ等日本海側の多雪地帯を代表する自然豊かな天然生林を呈しており、「越後山脈森林生物遺伝資源保存林」に設定しているほか、この地区はコウヤマキの自生地^の北限に位置し、「目指岳コウヤマキ」や「大久蔵トチノキ」を林木遺伝資源保存林に設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持・保全の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 早出川流域の地区は、急峻な地形に伴うなだれ等の影響により基岩が露出した岩石地や豪雪地特有のなだれ植生地が多くあることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持・保全の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ④ 菅名岳周辺の地区は、ブナ・ユキツバキ群落等の天然生林を呈し、地域の自然探勝や自然観察等の憩いの場として利用されており、「菅名岳郷土の森」を設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持・保全の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ⑤ 中の沢川、新谷川流域の地区は、スギを主体とした人工林が多く、下流地域の重要な水源となっていることから、水源涵養^{かん}タイプに区分し、水源涵養機能^{かん}の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム^{*}の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等と密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、県、市町村等との連絡調整を図り、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、以下に掲げる事項について重点的に取り組むこととする。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

当計画区で締結した「二王子森林整備推進協定」、「村上市笹平地区森林整備推進協定」及び「関川村内須川地区森林整備推進協定」に基づく森林共同施業団地における施業の効率化等に関する取組について、関係者と連携して普及啓発を行う。

また、県、市町村等と連携し、施業の低コスト化を図るための情報交換、森林整備活動等を実施する。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政との連携を図りつつ、事業の計画的な発注や立木の供給等を通じて林業事業体の育成に努める。

また、「緑の雇用」事業において実施する研修等のフィールドとして、国有林野を積極的に提供する。

(3) 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し、持続可能な森林経営への実現に向け、施業の集約化や計画的な路網整備、効率的な施業等を推進していくことが重要であるため、民有林関係者と連携し、森林整備推進協定に基づく森林共同施業団地において、民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備や計画的な間伐の実施等に取り組む。

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
3	843 ha	538 ha

^{*}【流域管理システム】

日本の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

(4) 森林・林業技術者等の育成等

事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援する。

(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林への普及を念頭に、林業の低コスト化等に向けた技術開発を関係機関と連携の下に推進する。

(6) その他

地方公共団体等と連携し、安心、安全への取組として、地域住民等に対して防災情報等を発信する治山見学会等を開催する。

また、システム販売*による間伐材等の計画的な供給、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進することとする。

* 【システム販売】

地域材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組み。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	76,859	181,836 (2,591)	275,245 《 16,550》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)。
2 計欄の《 》は、臨時伐採量で内書き。
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

(2) 更新総量^{*} (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	176	56	232

(3) 保育総量^{*} (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	562	87	160

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区分	開設		拡張(改良)	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林道 [*]	24	36,194	72	17,128
うち林業専用道 [*]	24	36,194	1	12

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【更新総量】

更新とは主伐により生じる森林造成の基本となるものであり、人工造林と天然更新に区分されません。

更新総量については、前計画における伐採跡地等のほか5年分において計画する主伐箇所へ更新期間を勘案した合計を計上します。

^{*}【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、下刈、つる切、除伐等の保育の種類別に施業基準を当てはめ計上します。

^{*}【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

^{*}【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、都市近郊林として親しまれており、早春から新緑季にかけて林内が乾燥する中、ハイカー等の入林者が多くなることから、山火事発生危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、海岸地域から中山間部及び奥地山岳地帯に位置し、その延長は長大である。

このため、人里に近い境界は主に人為的活動から境界が適切に保全されているか巡視するとともに、奥地山岳地帯は、複雑で急峻な地形であり、積雪・雪崩等の自然的作用により、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも巡検^{*}等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっている。このため、国有林野保護監視員、地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫^{*}の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害やナラ枯れ等の被害に対しては、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見、まん延防止に努めることとする。

特に、松くい虫による被害については、全体として増加傾向にあるため、被害防止の観点から薬剤の予防散布や樹幹注入を行うとともに、伐倒した被害木の薬剤処理等を実施するなど、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の推進を強化・継続していくこととする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は終息しつつあるが、発生状況等について民有林関係者と情報共有を行い、民有林と連携した防除対策を講じることとする。

^{*}【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

^{*}【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林*

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では12箇所、39,677haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これにかかわらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	2	37,006
森林生物遺伝資源保存林	1	2,009
林木遺伝資源保存林	4	25
植物群落保護林	3	223
郷土の森	2	414
総 数	12	39,677

ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に、「朝日山地森林生態系保護地域」及び「飯豊山周辺森林生態系保護地域」を設定している。これらの森林の取扱いは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、具体的には当森林生態系保護地域の「管理計画書」等に基づき適正に取り扱うものとする。

*【保護林】

保護林とは、国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護を目的に設定をするものです。

設定目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」、「郷土の森」に区分します。

【参考】朝日山地森林生態系保護地域管理計画書―抜粋―

◇ 森林生態系保護地域の管理・利用に関する事項

(1) 保存地区

ア 保存地区の森林については、次の場合を除き、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

(ア) モニタリング等

長期的変化の継続的観測・記録、生物遺伝資源の利用に関わる行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

(イ) 非常災害のための応急措置として行う行為

a 山火事の消火等

b 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

(ウ) 入林者に周知を図るための標識類の設置等

(エ) 既存の歩道等の整備

(オ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

イ 保存地区内における山菜、キノコ、落葉落枝等の採取は認めないものとする。

ウ 森林への立入りについては、次のとおりとする。

(ア) 森林限界付近から高山帯及び湿原地帯においては、既設の歩道を利用することとする。

(イ) 森林内においては、植物の採取、樹木の損傷、焚き火等生態系に悪影響を及ぼす恐れのある行為は行わないこととする。

エ 今後の森林生態系保護地域における保護・管理の取扱いに役立てるため、一定期間厳正な保存を図る特別モニタリング区を設け、入林を規制し、森林生態系の推移の観察を行うこととする。

オ 森林生態系保護地域内の保護・管理は、地元関係者等の協力の下で行われることが重要であり、森林官等による巡視のほか、登山者、共用林野組合、釣り人等の各団体が、マナーの向上について自主的に指導、ボランティア巡視等の協力を行うこととする。

(2) 保存利用地区

ア 保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすとともに、試験研究、森林の教育的利用、小規模な森林レクリエーションの場として利用できるものとする。

イ 大規模な開発を伴わない、森林レクリエーションのために必要な最低限の歩道、休憩所などの設置はできるものとする。

ウ 保全利用地区においては、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。

ただし、地区内に含まれる人工林については、育成複層林施業等針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこととする。

エ 猛禽類の生息が見られる箇所については、繁殖活動に支障がないよう特に配慮することとする。

【参考】飯豊山周辺森林生態系保護地域設定方針―抜粋―

◇ 管理に関する事項

当該地域は、地形急峻で険阻な地形であることに加え、厳しい気象環境にある。このため、かつては飯豊山信仰の登山等一部の者の入込みに限られていたが、最近ではこれらに加え、豊富な高山植物や飯豊連峰の豊かな自然、森林への触れ合いを求めて登山者は増大している。しかし、厳しい自然条件から登山道以外への入込みは容易でなく、原生状態での豊かな森林生態系が残されている。

このことから、保存地区については、原生的な自然環境の保存を図るため、登山者等の入込み者に対して森林生態系保護地域の表示等により保護の周知を図ることとする。

また、保全利用地区については、当該地域の設定の趣旨に反しない範囲で、森林レクリエーションの場としての利用ができるものとする。

(1) 保存地区の森林の取扱い

保存地区の森林は、次の場合を除き原則として人手を加えず、自然の推移に委ねることとする。

- ア モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に関わる行為等、学術研究、その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
- ウ 入林者に周知を図るための標識類の設置
- エ 既存の登山道等の整備
- オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(2) 保全利用地区の森林の取扱い

保全利用地区の森林は、原則として保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないように緩衝の役割を果たすとともに、試験研究、森林の教育的利用及び小規模な森林レクリエーションの場としての役割を果たすことを旨とし、次の行為は認めるものとする。

- ア 国土保全のための治山工事等、及びその付帯工事
- イ 大規模な開発を行わない森林レクリエーションのために必要な最低限の道路、建物等の設置
- ウ 自然公園の利用計画に基づく必要な施設等の設置及び整備
- エ 避難小屋周辺や電気事業用施設の維持管理
- オ 保全利用地区の趣旨に反しない範囲での山菜等の採取
- カ 被害木及び枯損木の伐倒、搬出

なお、保全利用地区においては、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、地区内に含まれる人工林については、育成複層林施業等針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこととするが、猛禽類の繁殖が見られる箇所については、繁殖活動に支障がないよう特に配慮することとする。

(3) 保存利用地区に外接する森林の取扱い

ア 保全利用地区に外接する森林は、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業を行うこととする。

イ なお、加治川流域の「松ノ木沢」周辺は、本流域におけるブナ・ユキツバキ群落の上限地であることから、別途「植物群落保護林」の設定を検討することとする。

イ 森林生物遺伝資源保存林

森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を自然生態系内に広範に保存する。

原則として自然の推移に委ねるものとし、保存林の計画に従って適切に取り扱うものとする。ただし、保存林の機能の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫獣害対策等は専門家等の指導を受けた上で実施できるものとする。

ウ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

エ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、保護すべき植物群落の維持のために必要な場合は、下刈、つる切、間伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

オ 郷土の森

地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し併せて地域の振興に資する。

また、郷土の森ごとに定める保護、管理及び利用に関する計画に基づき、「郷土の森保存協定」に従って市町村長の協力を得つつ実施する。

(2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的としている。

当計画区では、笠堀カモシカ特定動物生息地保護林（中越森林計画区）から越後山脈森林生物遺伝資源保存林を結ぶ越後山脈沿いの森林約 21km を「緑の回廊越後線」として設定している。

また、朝日山地森林生態系保護地域と飯豊山周辺森林生態系保護地域を結ぶ森林約 46km を「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」として設定している。

なお、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリング調査を実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

当緑の回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「緑の回廊設定方針」に基づき適切に取り扱うこととする。

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
緑 の 回 廊 越 後 線	21	3,476
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	46	6,698
計	67	10,174

【参考】 緑の回廊の維持・整備及び管理に関する事項

◇ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

1 伐採に関する事項

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。
- (2) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。
- (3) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。
- (4) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。
- (5) 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施する。

2 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

◇ 緑の回廊の管理に関する事項

1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 緑の回廊に設定した林分に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応する。
- (3) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (4) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

2 施設の整備に関する事項

- (1) 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。

ア 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。

また、その維持管理を適切に実施する。

イ 路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。

ウ 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、その維持管理に努める。

- (2) 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。

また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

【参考】 緑の回廊の維持・整備及び管理に関する事項

◇ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

(1) 目指すべき森林

野生動植物の生息・生育地としての回廊設定の趣旨を踏まえ、緑の回廊の区域内の森林は、原則として広葉樹を中心とした天然林を指向する。

このため、区域内に現存する人工林については、現生態系の急激な変化を避けながら針広混交林化を進め、将来的に広葉樹を中心とした天然林に誘導する。

(2) 森林の取扱いに関する事項

緑の回廊内の森林の取り扱いについては、(1)の誘導方向を踏まえ、基本的には非皆伐施業を行うこととし、それぞれの森林の機能類型ごとの管理経営の指針に加え、次によるものとする。

ア 天然林については、天然スギの択伐を除き、原則として伐採を行わないものとする。

天然スギの択伐であっても、野生動物の営巣等生息環境への影響が大きい場合には、伐採を行わないものとする。

イ 人工林については、伐期の長期化を図るとともに、間伐を繰り返しながら天然性広葉樹の進入を促し、段階的に天然林へ誘導する。

アカマツについては、現行どおり母樹保残や帯状による伐採を行えるものとする。

また、若齢の人工林の保育については、将来の天然林への誘導を考慮し、健全な植栽木の生育の支障とならない範囲で、侵入木や下層植生の育成を図る。

ただし、分収造林、分収育林地の施業については、従前の取扱いによるものとし、契約期間満了に伴う伐採跡地は、可能な限り天然林への移行を図る。

ウ 営巣などに重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林管理において危険等の支障がない限り保残する。

エ 学術研究、防災対策等を目的とする伐採については、森林生態系への影響を配慮しつつ、行うことができるものとする。

オ 伐採、保育等の森林施業に当たっては、実施箇所の選定、時期等について野生動植物の生息などに影響しないよう配慮する。

◇ 緑の回廊の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

管理については、各種法令等によるとともに、以下に留意するものとする。

ア 緑の回廊の巡視や一般の入林者に対する看板の設置等による普及啓発に努める。

イ 緑の回廊における公用・公共用の活用要望等については、慎重に対応する。

(2) 施設の整備に関する事項

土木施設、観察施設等の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮する。

4 その他必要な事項

(1) 野生動物による被害に関する事項

近年、ツキノワグマによる剥皮被害が発生していることから、巡視等により被害状況の把握に努め、樹木に保護資材を巻くなど被害予防対策を講じるとともに、県、市町村と生息状況、被害実態や捕獲等の情報共有を行うこととする。また、ニホンジカによる食害については確認されていないが、今後、他地域からの移動により被害が発生する可能性があることから、巡視等による被害の早期発見に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等の希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

(3) 溪畔^{*}周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生動植物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、溪畔周辺の整備について、水質保全の向上や野生動植物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、有識者、関係機関、地域住民、ボランティア団体、NPO法人等とも連携を図りながら行うこととする。

^{*}【溪畔】

常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の発揮上重要な役割を担っています。

III 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、12 %が人工林となっており、このうち5～9 齢級(21～45 年生)の間伐適期林分が50 %、10 齢級(46 年生)以上の高齢級林分が46 %を占めている。

このため、主伐については、森林吸収源対策として将来にわたる二酸化炭素吸収量を確保する観点から齢級構成の平準化のために行う主伐及び分収林契約に基づく主伐が、間伐については、間伐適期林分や長伐期化(概ね100 年生)に向けた高齢級林分の間伐が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

当計画区では、関川村において木質バイオマス発電施設が計画されるなど、今後、未利用資源などの新たな木材需要が創出される動きがあり、こうした施設が安定的に稼働していくために原木等の安定供給に努めることとする。

なお、当計画区では、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需用者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっていることから、国有林野事業においては、システム販売等による林産物の安定供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう一層努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石等副産物の供給に配慮することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、東部に位置する朝日連峰、飯豊連峰や五頭連峰等の山岳地帯と北部に位置する瀬波温泉や笹川流れ等の海岸線、中部に位置する阿賀野川ラインなど優れた自然景観をもった観光地である。また、鉄道や高速道路網などの整備も進んでおり、都市近郊にあつては、スキー場等のウィンタースポーツ施設も設置され、森林レクリエーション利用や保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。このため、観光が重要な産業となっていることに鑑み、自然環境との調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林等の観光資源を活かした自然とのふれあい・教育文化・保健休養の場等、多種・多様な国有林野の活用に応じるとともに、野外スポーツに適した地域においては、民間事業者等による積極的な利用を推進することとする。

また、「五頭自然休養林」は、都市近郊にあり市民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれている。このため、地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備や森林景観整備等に努め、看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段の活用を通じた情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、国有林野の49%が自然公園に指定されており、四季を通じ変化に富んだ特色ある自然景観を呈している。こうした自然環境の中、登山、キャンプ、自然探勝等に利用されていることから、自然観察教育林や森林スポーツ林等のレクリエーションの森を設定している。

また、計画区東部は、豊富な積雪に恵まれていることから、冬季のスキー等の利用のため、野外スポーツ地域に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目的に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種 類	箇所数	面 積(ha)
自然休養林	1	1,850
自然観察教育林	6	418
風景林	3	44
森林スポーツ林	2	122
野外スポーツ地域	4	554
風致探勝林	2	104
その他レクの森施設	23	27
総 数	41	3,118

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一貸付、売払等
- (2) 国民参加の森林（法人の森林）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等の公共用施設、地域産業の振興一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等
- (5) ボランティア活動、森林教育の場一協定等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存在する私有林又は当該区域に隣接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「ふれあいの森」及び「社会貢献の森」を設定する。

なお、本計画において協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) ふれあいの森

「ふれあいの森」は、自主的な森林整備活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、「加治川さくらの里づくりの会」が「椽平さくらの里」、「村上市」が「瀬波夕日の森」として、植栽、下刈り、歩道整備等の自主的な森林整備活動を実施しており、また、平成 27 年度より、「特定非営利活動法人 ブナ友の会」が「五頭みんなの森」として森林整備活動を実施することとしていることから、引き続き各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
椽平さくらの里	72.57	18 つ～み
瀬波夕日の森	76.49	1236 い ₁ ～ま
五頭みんなの森	8.94	117 イ ₁ 、イ ₂

(2) 社会貢献の森

「社会貢献の森」は、水源涵養^{かん}や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、地元市町村、漁業等関係者を中心とした団体に構成する「さけの森林づくり推進協議会」が「さけの森林」として、植栽、下刈り、歩道整備等の自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
さ け の 森 林	282.38	1161 は ₁ ～は ₁₁ ハ ₃ 1162 い ₁ ～い ₄

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署等主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

平成25年度に定めた「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署等に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし。